

第十三回国会
衆議院

運輸委員會會議錄第二十五号

昭和二十七年四月二十四日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤富太郎君 理事 満尾 君亮君

大澤嘉平治君 岡田 五郎君

尾崎 末吉君 關谷 勝利君

玉置 信一君 坪内 八郎君

島山 鶴吉君 前田 郁君

熊本 虎三君 江崎 一治君

木村 俊夫君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

出席政府委員

大藏事務官(主 泉 美之松君)

稅局稅制課長)

運輸事務官(大 岡嶋大治郎君)

官房觀光部長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

運輸事務官 (海運局長)

○議長長浜田正平(第一四四二号)

国鉄甲府、長野間ディーゼル電氣機

関車の運転に関する陳情書(山梨県

議會議長小田切彰)(第一四四五号)

を本委員会に送付された。

本日、の會議に付した事件

國際觀光ホテル整備法の一部を改正

する法律案(内閣提出第一六六号)

日本国との平和條約の効力発生及び

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定の

実施に伴う道路運送法等の特例に

關する法律案(内閣提出第一七三

号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基づく行政協定の

実施に伴う水先法の特例に關する法

律案(内閣提出第一七四号)

木船運送法案(關谷勝利君外三十名

提出、衆法第二九号)

昭和二十七年四月における政府資金融

資に關する件

○満尾委員長代理 會議を開きます。

委員長が不在でありますから、私が

委員長の職務を行います。日本国との

平和條約の効力発生及び日本国とア

メリカ合衆国との間の安全保障條約第三

條に基づく行政協定の実施に伴う道路運

送法等の特例に關する法律案及び日本

国とアメリカ合衆国との間の安全保障

條約第三條に基づく行政協定の実施に伴

う水先法の特例に關する法律案を一括

議題とし、質疑を継続いたします。質

疑の通告があります。江崎君。

○江崎(一)委員 昨日の委員會ではか

んじんのところに行くところからぬとい

うことになってゐる。そこできようは

責任ある大臣の御出席を御配慮願うこ

とになっておりましたが、どうなつて

○満尾委員長代理 大臣に手配中であ

りますが、もう少したつたら見えるこ

とになっておりますから、大臣に對す

る質疑はあとに譲つて、その他の部分

を続行願います。

○江崎(一)委員 昨日資料の要求をし

ておいたんですが、最近数年間にかけ

る自動車事故の數と、それからまた警

察、國警などへ資料を収集してもら

うことになっておりましたが、外国人関

係の自動車事故がどれくらいあるかと

いうことについて御報告を願いたい

と思ひます。

○中村(豊)政府委員 昨日戦後の自動

車事故の數を申し上げましたが、戦前

の事故件數について申し上げます。昭

和九年において自動車數は全部で十三

万八千二百三十二台ございました。そのうち

死者が千四百八十九人、負傷者が三万

四千三百五十五人になっております。

昭和十年、自動車數は十五万五千余り、

死者千六百八十七人、負傷者三万三千

四百七十五人になっております。十一

年、十二年はちよつと手元にごさいま

せんが、昭和十三年は自動車數が二十

一万三千台余り、死者が千九百二人、

負傷者二万三千七百二十四人になって

おります。昭和十四年は自動車數が二

十二万一千台余り、死者千六百一人、

負傷者一万九千七百五人になっており

ます。戦後の模範を死者、傷者について

申し上げますと、二十四年は死者が千

九百二十四人、負傷者が一万九千三百五

五人、二十五年は死者が二千三百二十九

人、傷者が一万八千二百八十人になつ

ております。大体死者において多少の

増加を示し、負傷者において非常に減

少しているという状態でござります。

なお昨日御質問のありました米軍関

係の車による事故の件數は、國警にも

いろいろ問い合わせておるのでありま

すが、正確な數字はわかりません。

○江崎(一)委員 正確の數字はわから

ぬとおつしやつたのですが、概數はわ

かつておりますか。警察に問い合わせ

れば必ずわからなければならぬこと

になっておりますがどうですか。

○中村(豊)政府委員 概數もわからな

いのでござります。

○江崎(一)委員 そうしますと日本の

諸官庁は一体何をしておつたのです

か、了解に苦しみます。あなたの回答

を私は承認できません。そういうでたら

めな回答は承認できません。なぜわか

らぬのか、それをひとつ納得行くよう

に話してください。

○中村(豊)政府委員 これは私の方で

やつていないので、關係官庁、警察の

方に照会しておるのですが、警察の方

でわからないといへば、こちらとして

はいかんともしがたいことで、その点

は國警の方に御質問くださるか、ある

いは國警の方と十分お話し合いを願つた

方がいんじやないかと思ひます。私

の方としてはいかんともしようがあり

ません。

○江崎(一)委員 この行政協定の規定

を見ますと、われ／＼將來非常にこれ

は考えなきやならぬ條項を含んでお

るのであります。一事が万事で、このア

メリカ軍關係の自動車のひき逃げであ

るとか、家をこわしたとか、こいつ

たような問題は非常に多いのでありま

して、それがまた一回の見舞金で

済んでしまつておる。これはわれ／＼

國民としてうらみ骨髄に達しておる。

こつちのものが明らかにされないで、

この道路運送車両法は、米國の公用の

車には適用しないんだとか、技術的な

問題もありましようが、軍人軍属の私

有車には六箇月これを延期するといつ

たようなことは、どうして認められぬ

のです。あなたはわからぬようですが、

わからぬでしたら、それは委員長の方

でさつそくそれ相當の説明のできる政

府委員をお呼び願ひたいと思ひます。

○満尾委員長代理 きようは間に合

いません。

○江崎(一)委員 きのもちやんと

つておいたのです。

○所管外なら所管外だと言つて答

弁しない方がい。親切に答弁す

るからつけ上るんだ」と呼ぶ者あ

り。

○江崎(一)委員 それでいいのか。す

べてのものが詳しくならないで、それ

でよろしいか。

○江崎(一)委員 それでいいのか。す

べてのものが詳しくならないで、それ

でよろしいか。

○江崎(一)委員 それでいいのか。す

べてのものが詳しくならないで、それ

でよろしいか。

○江崎(一)委員 それでいいのか。す

べてのものが詳しくならないで、それ

でよろしいか。

○江崎(一)委員 それでいいのか。す

べてのものが詳しくならないで、それ

でよろしいか。

○江崎(一)委員 それでいいのか。す

べてのものが詳しくならないで、それ

でよろしいか。

○江崎(一)委員 それでいいのか。す

べてのものが詳しくならないで、それ

でよろしいか。

○江崎(一)委員 それでいいのか。す

べてのものが詳しくならないで、それ

第一類第十二号 運輸委員會會議錄第二十五号 昭和二十七年四月二十四日

四月二十三日 觀光局設置に關する陳情書(三重県)

委員外の出席者 經濟安定事務官(財政金融局長) 塩谷 忠男君

産業資金課長) 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

専門員 堤 正威君

専門員 堤 正威君

○浦尾委員長代理 静粛に願います。
私語を禁じます。江崎君、御質問がなければ次に移りますが、まだ続行されますか。

○江崎(一)委員 まだ、うんとあります。

○浦尾委員長代理 それじややつてくだされ。その問題は今どうと言われてもしかたがありませんから、次をやつてくだされ。

○江崎(一)委員 今大臣が来ておられたようだが……

○浦尾委員長代理 大臣はすぐ帰つて来ますから……

○江崎(一)委員 大臣が帰つて来られるまで、私質問を保留いたします。

○浦尾委員長代理 ほかに御質問ありませんか。

○坪内委員 昨日質問申し上げておつたのですが、御答弁は研究の上ということでしたが、実は合衆国の船舶なりあるいは航空機が、わが国の港あるいは飛行場を使用した場合、これがいろいろ損害をこうむつた場合に、その負担は日本側であるのかという御質問を申し上げておつたのでありますが、それはわからないというのでございましたが、その後御研究の上おわかりになつたならば御答弁願いたいと思います。

○黒田政府委員 御質問のございました港灣施設に損傷があつた場合の負担の区分のことと存じますが、商港におきましては、行政協定の二條によつて政府の提供する施設が協議によつてきまることになっております。この区域につきましては、目下折衝中でござい

ますが、区域外の施設に對しまして損傷がありました場合には、当然損傷し

た側で負担すべきものと解釈いたしてあります。なお提供した施設について損傷がありました場合には、目下その具体的問題について検討中でござい

ます。
○浦尾委員長代理 ほかに御質問ありませんか。江崎さん、大臣が来るまで御質問ありませんね。それでは速記をとめて。

〔速記中止〕

○浦尾委員長代理 速記を始めて。江崎君。

○江崎(一)委員 運輸大臣にお伺いたいと思ひます。行政協定の第十條第一項によりますと、「日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に對して發給した運輸許可証若しくは運輸免許証又は軍の運輸免許証を、運輸者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認するものとする。」旨が規定されてお

るものとす。一旨が規定されておるものとす。従来軍関係の車は機銃者の未熟であるとか、あるいはまた機銃の故障ということとかどうか知りませんが、そういうことでかなり多数の日

本人がひき殺された。また負傷したり、家がこわされたりしておるのです。こういう規定はなほだわれ、日本国民として承服しがたいと思うのですが、どうしてこういう規定を承認されたのか、閣僚の一人として責任ある御答弁を願ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 この協定の條項には、もちろん江崎先生のおつしやるようないふ心配があるかも知れません。しかし全体としまして、行政協定がこの程度であるならば適當だと

に丁承しておられると私は思つておるのであります。
○江崎(一)委員 ただいまの大臣の御説明では納得いかないのです。日米合同委員会がアメリカの言い分の下請機

関であり、この行政協定自体、日本がアメリカに隷屬する條件だということだつたらどうか知りません。しかしながらいふやうにも日本が獨立國になるのだというこ

とだつたら、こういう條項はとうてい承認し得ないものだわれわれ考へます。そういう観点から、はなはだ納得できない御説明だと解釈するのです。大臣にも一回懇切な御答

弁を願ひます。
○村上國務大臣 ひき逃げして、ひき逃げ御免だといふような前提での江崎先生のお話だと思ひますが、そういう

ひき逃げといふやうなことは、私としてもさういふことは違ひまして、今後はさういふことは違ひまして、今後はこの條文の運用は、國家警察なり自治

體警察のまず行動が起つて、檢察庁、また裁判所の問題になつて行くと思ひます。講和発効後行政協定が適用される段階になれば、今日までの事態は全然改まるはずだと思つております。行政協定そのものについてのお話

であります。とにかくわが國が今何ら防衛の力を持つていないときにあたつて、國の安全、國民生活の安全をはかるために、日米安全保障條約を取結んで、米軍の駐留を希望したのであります。従つてそれに対してできる限りの便宜をはかるというこ

とは、もとより當然のことだと私は思つておるのであります。
○江崎(一)委員 この道路運送法の特

例を設けるということ、この法律案の中に、アメリカ軍の公用自動車に對してこの法令を適用することは適當でないといふやうに書いてあります。そ

ういふ趣旨に説明されてあるのですが、これは一体どういふことなんでしょうか。その点自由黨の方ではさういふことがあ

たりませんでしたといふやうにお考へにな

るかもしれませんが、われわれは承服できないのです。その点も御説明願ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 行政協定の中に含まれてゐる精神としまして、わが國が要請して駐留をしてくれるその軍に對して、でき得るだけの便宜をはかるといふことは、行政協定の精神であらうと

私は思つておるのであります。さういふ精神に立脚しまして、公用、すなわち軍用の車両について今回の法律案のごとき内容を盛り込んだことは適當だと考へたのであります。しかしながらたとい軍に所屬した人の車、家族の車

はもちろんであります。軍に所屬している人の車といへども、公用でない車、軍用でない車、これはもう一般のベ

ースに立つて処理すべきものであります。ただ軍用オンリーに使われる車について便宜をはかることは、行政協定上當然ではないかと実は思つてお

ります。
○江崎(一)委員 そうしますと軍公用のものは車両検査も何もしない、また

アメリカ軍用自動車免許証に關してはそのまゝのみにする、こ

ういふことになりまして、われわれは日本國民としては非常に不安であります。かつては皆さんのひき逃げだとか、日本人を

負傷させたり家をこわしたといふやうな問題があつたのであります。こ

ういふことが今後とも起る可能性が十分にあらうと思ふのですが、こ

なると思ふのです。その点について最後にも一言、大臣から御所見を承りたいと思ひます。

○村土上務大臣 軍用の車につきまは、さらにそういうケースが起れば、ただいま申し述べましたように、民事裁判権がこちらにあることは御承知のことだと思ひます。軍用車でない車であるならば、全部日本のその他の車と同様な取扱ひをすることに相なつております。今江崎先生の御説は、やうな、やうな御心配はないと思ひます。

○江崎(一)委員 道路運送車両法の問題については、まだ意見がありまが、時間の都合で御愛顧いたしました、水先法についてお伺ひしたいと思ひます。

昨日の政府委員の答弁では、アメリカの公用の艦船も、事実上はみな水先人を使つておるとのことです。しかしながら行政協定によつて、この強制水先の義務を免責にするという規定があるのですが、実際知らない国の港へ入るのに、やはり水先があつた方が安全なのでは、それなのになぜこの強制水先の規定から免責にしておられるのか、ということについて、この行政協定の真意を、閣僚の一人として責任ある御報告を願ひたいと思ひます。

○村土上務大臣 ただいまお話のように、実際問題として船を船長が運航しますにあつて、自信のない場合には非常なリスクをみずから冒すことになりま。従ひまして自他ともに非常なリスクを冒すことになるのです。實際信念のない場合には、水先人を要請するはであります。また今日占領治下においてもやうやうおるのであ

ります。ただ再々往復し、また他の船がないとか、あるいは自分の指令されたところに他の障害物が何もないといふような場合には、今日まででも水先人を依頼せずして、船長の責任において出入りしてゐるのであります。そういう場合でも水先人を強要するといふことは、便宜をはかるといふ行政協定の精神から見まして、そういうときは免除してさしつかえない、こういう考えで本法を立案した次第であります。

〔満尾委員長代理退席、委員長着席〕
○江崎(一)委員 現在の船主協会なんか言つておられますところによりまが、水先の設備が足りないのと、水先人が少いために、港外での滞船が長くなつて非常に大きな損失を来しておるといふことですが、その事情についてはどういうことになつておるのでしようか。

○村土上務大臣 實際問題として、今日日本では水先案内の必要な箇所が非常に多いのであります。また掃海が徹底してありません。従つて危険水域がかなりあるのですから、自然水先人の活動する範囲が広汎にわたつておりますが、水先人が要請される員数に對して少いといふことは事實であります。従ひまして水先人の資格者をつくることに、政府としても今日まで努力して来ておるのであります。ずいぶん昨今改善せられたといふことは確言し得る次第であります。なお優秀な水先人をこの上とも養成し、育成して行きたいと思つておるのであります。今まで足りなかつたといふ關係で、諸外国の商船方面でも、水先人の乗船時間が遅れるといふやうないろい

ろな關係で、待合せ時間を空費するといふ不平がありました。しかしそれらの方面でも、昨今非常に改善されたといふことは認めておるところであります。今後日ならずして要請を満たし得ることと考えております。

○江崎(一)委員 戦前には強制水先の規定はなかつたのですが、大臣はこの強制水先の規定を、今度講和発効の機会になくする御意思はありますか。

○村土上務大臣 わが国の水域その他の施設が非常に完壁になりますれば、水先人の必要もおのずからなくなつて来ると思ふのであります。水先人を必要としないうる施設が充満いたしますときこそ、強制水先は必要ない。従つてそういう制度は撤廃したいと思ひますが、その時期はなお前途遠慮だと思ひます。御承知のやうになお危険水域がわが国の周辺に非常に多い。まづもつて掃海をし、しかる上に必要な標識その他の施設を講ずる。また深度の浅いために危険だといふやうなところは浚渫して、何ら考慮なくして操船のできるやうに設備ができれば、そのときこそ水先案内を強制する必要があることになつておると思ひます。ちよつとその時期はなお年限を要することと思ひます。

○江崎(一)委員 今後この水先案内人を船に乗せる優先順位につきまして、アメリカ駐留軍關係とそれから日本船と区別されますか、あるいはまた普通の順番の通りやられるのですか、どういふ御方針ですか。

○村土上務大臣 今お尋ねの点については、いづれを一とし、あるいは二とするといふやうな優先的な取扱ひはしなかつておると思ひます。

○江崎(一)委員 そうすると、現在まは、どういふことになつておりますか。

○村土上務大臣 今のところは、どういふことになつてゐるか、しかと申し上げかねるのであります。日本の政府でもつばら管理しておるところでは差別はしてありませんけれども、占領地域といふことに指定して、もつばら占領軍がその管理をしておられますところでは、これがどういふことになつておるか、どうも存じないと申し上げるよりしようがないのであります。

○江崎(一)委員 現地の状況を聞きまが、ちよつと国会での散髪屋みたいな、事務員が幾らおりましたも、議員が行くとお先／＼といつて、いつまでもたつても事務員の順番がまわつて来ない。こういう状況を知つておられますけれども、ちよつとそれと同じやうな状態が日本船の場合にはあるといふことを聞いておりますが、その点大臣御存じでしょうか。

○村土上務大臣 先方の管理水域は、占領軍の必要上管理しておるのであります。従つてそういうところでは、おそらく軍の必要といふ場合には、今お話のやうなケースもあるといふことは想像されます。

○岡谷委員 動議を提出いたします。ただいま審議中の行政協定の実施に伴う特例事件の法律案は、安全保障條約がすでに国会を通過をいたして、これに基く行政協定の実施上必要な措置でありまして、平和條約の発効も目前に迫つております關係上、これにて質疑を打ち切り、討論を省略して、採決

せられんことを望みます。

○岡村委員長 岡谷君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡村委員長 起立多数。よつて岡谷君の動議のごとく決定いたしました。これより岡案を一括して採決いたしたいと思ひます。岡案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡村委員長 起立多数。よつて岡案は原案通り可決いたしました。

なお岡案に對する委員会報告書については、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○岡村委員長 異議がなければ、さよう決定いたしました。

○満尾委員 私はこの際自動車運送事業並びに地方鐵道事業並びに國際觀光事業に關する金融措置に關して、政府の所見をただしたいと思ふのでござります。

それにつきまして、まず二十七年の三月に經濟安定本部が策定いたしましたところの二十七年年度における政府出資金の對象となるべき産業及び交通に關する基本計画、これを拜見いたしますと、その中に陸運に關しては、私鉄新線の建設という一項だけがあげられておるのであります。一體運輸大臣はわが国の施設の状況をどういふふうにお考えになつておられますか。戦後の施設の非常に荒廢したあとを受けまして、相當に設備の老朽があり、線路の補修、取替その他に相當の資金が

いるのではない。また自動車交通事業に關しては、バスの改善は見るべきものがあるのをごいいますけれども、経営の角度から見ると、バスの単価が非常に値上りをしており、しかも國民のこれら交通に對する需要は非常に旺盛であるので、事業経営者としては非常に金融に苦難をなめておるのではないかと考へるのではありません。かかるバス事業というものはこの中に入れてない、あるいはトラック事業につきましても同じでございます。また國際觀光事業に關しても、當委員會にちよつと國際觀光ホテル施設の助成の法案が出ておるのであります。が、それは結局税法上の若干の手伝いをするにとどまりまして、國際觀光事業のホテル助成の最も核心をなすところの金融に關しまして、こういう大事なわくからドロツプされておる。これは運輸省のこれら事業に對する施策の一つの盲点を形づくつておるのではないかと。運輸大臣はこれらの点につきまして、お見のがしと申してははなはだ失礼で申さないのではありませんけれども、どういふお考えでこういうような事柄に物事が發展したか。一べん大臣のお考えをお伺い申し上げたいと思ひます。

○村上國務大臣 今瀧尾先生の御指摘のように、私鉄につきましても、ひとり建設線の金融、建設工事に對する金融のみならず、他の運送上車両その他の諸施設がきわめて老朽しておる企業が多くないことは、私も痛感いたしておる次第であります。しかしながら開港銀行から融資を受けるという問題としましては、金額の大きいものをまずもつて取上げることが必要であると考へて、他の点につきましては第二次的にしていいじやないかと考へたような次第であります。そういうことになりましたのも、実は開港銀行の融資でござりまする總体のわくと、そうして一般のわが國の金融を必要とする諸事業との振合ひを考へたのでありまして、その考へた上におきまして、新線建設費に對してはぜひともその対象にせなくてはならぬが、その他の点については、一般の振合ひにかんがみてまず遠慮せざるを得ない、こゝ実は思つたのであります。交通政策の観点からなれば、要性は、もとより瀧尾先生と同じ感を持つておる次第であります。なお自動車事業についても同じ感を持つております。これまた今申し上げましたような観点から譲りざるを得なかつたような次第であります。

最後にお話の觀光施設、特にホテルあるいは観光金館といったような施設の費用は、相当まとまつた額を必要とする次第でございます。従ひましてこの点について強く必要性を感じておるのであります。しかも他の一般の振合ひから見まして、これが完全に取上げられることができなかったことは、私としまして非常に遺憾に思つておるのであります。しかしながらホテル事業その他につきまして取上げられた開港銀行の貸出しの対象になつております諸事業同様に取り扱ふという申合せはできておるのであります。ただあの通牒文に記載されなかつたということは、私としても遺憾に思つておるのであります。これは時機を見て必ず入れたらうという念願は強く抱いておる次第であります。

○瀧尾委員 現在のこの策定計画の中に入らなかつたお立場につきまして、これは了とするものでござりまするが、それはそれといたしまして、事柄の実態は非常に緊急を必要とするかと考へております。従つて當運輸委員會としましては、これに對する対策を皆様に諮りまして、ぜひ立てたいと存じておるのであります。しかしながら私が要望いたしましたところの安本の事務當局がまだお見えになつておりません。従つてこの開港銀行の資金計画全体に對する御説明を受けることができませんので、一時私の質問を、出席を見るまで延ばしまして保留をいたしたいと思ひます。

○村上國務大臣 ちよつと申し落しましたが、あの策定の中には中小企業という項目があります。あれには自動車企業が含まれてあるということとをひとつ御了承お願ひいたしたい。ただそれは特殊な事業でありますので、特に取上げて單獨に明記するということは、私も必要であらうというところは痛感しておる次第であります。

○岡村委員長 次に木船運送法案を議題とし、質疑を繼續いたします。

○岡谷委員 この木船法案は弱小企業でありますところの木船運送業の保護育成を目的としたものでありまして、木船輸送業界の安定をはかるを目的とするものでありまして、すでに相當質疑もかわされておりますので、この際質疑を打ち切らして討論に入り、採決せられんことを望みます。

○岡村委員長 岡谷君の動議に御賛成の方の御起立を願ひます。

○岡村委員長 起立多数。よつて岡谷

君の動議のごとく決定いたしました。これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。熊本君。

○熊本委員 この問題の大体の提案の理由をいたしまして、海上機帆船の輸送について、これを一定規正し、そうして円滑ならしめようとする精神につきましまして、私も賛成であります。しかしこの実態をいいますと、説明者のお話にもありましたように、回漕業者と單なる運航業者とが、その識別がはなはだ複雑でございます。その点が明確になつておらない合せ兼ねておる者もあり、あるいは一方のみを經營しておるという状態でございます。この点が規正あるいは円滑なる運用については、相當の考究を要することだと思ひますが、それに対して本案によりますれば、その点が明確になつておらないうらみがあるものであります。従つてこの点に關する法案の整備及び運用について、十分なる検討が必要であらうと存じます。

なおこの法案によりまして、私はこの面についての實際に暗いのでありますから、明確に具體的の事例をあげるわけには参りませんけれども、ややともすればこういう法案が一つの規正下のもとに、弱小企業に壓迫を及ぼすおそれが多分にあるのをごいまして、特定の經營実力者が他を壓迫独占するの傾向は、幾多の事例によつてこれは推察できるのでございます。従ひましてこれらの問題に關して十分なる運用上の注意が必要であらうと思ひます。が、これらの面が法文の中に明確になつておらないというやうな問題があるのでございます。

いま一つは、これを保護育成するといふことでありますならば、當然に現在一船一主というやうな、みずから船主であり、みずから船長であるといふやうな、ほんとうの運航業者に關するさまざまな育成援助の方法が必要だと考へるのであります。この面に關しては至つてこれは問題外にされておるやうであります。これらの問題を十分に審議し、十分にその点を織り込んで行かなければならぬ、かように考へるわけでございます。

さらに審議會が設立されて円滑なる運用をこゝで期するということになつておりますが、その構成につきましても、あくまでも民主的な運営ができるやうにあらねばならぬと思ひます。が、この点についてもなお明確を欠いておる点がござりまする。そういう点につきまして私はまだ今整理しておりませんが、具體的にこういう問題を円滑に、しかも目的に向つて遺漏なきを期して行きたい、かように考へるわけでありまして、従つて項目の順序が整理されておらないが、私も同様に思ひます。ましては、あげます点として審議會の構成にはあくまでもほんとうの運航業者といひますか、これに對しての眞の代表者を加えるということとを具體化しなければならぬ。

それからいま一つは、この前質問いたしました、運航業者の運賃というものは、これが支拂ひ等が先付手形であつたり、あるいは遅延いたしまして、非常に何箇月も不拂ひになつておつたりするやうな状態があることを聞かされておるのでございまして、これはさうな処置であつてはならぬ。要するに運航業者の一船一主とい

うような、こういう人々の運賃というものは、一種の労働賃金にも類すべきものでありますから、これが支拂いについてはあくまでも滞滞なく、労働賃金に類するがごとき方法をもつて支拂うべしという方針が、樹立されなければならぬ。

さらに違反の問題につきましては、処罰されることになっております。しかしながらその違反の摘発等につきましても、條文によれば海運局長がこれをやるということになっておるのでございしますけれども、実質的には地方ボスの政治力によりまして左右されるおそれがあるのであります。これらの問題につきましても摘発、処罰に關しては、あくまでも合理的な処置がとられるがごとくにあらねばならぬ、こういう点を重要に考えておるわけでございます。

さらに法の精神において保護育成あるいは調整ということに相なっておりますが、そのためには現在の弱小企業者、すなわち運輸業者は、現在のところ摘発する船に対しては、これを改造するのゆとりを持つておらない。従つて弱小企業に対する融資その他の援助方策についても、十分なる考慮が拂われて行くべきであらう。

なお本船に対する海上保険等は非常に高率であつて、弱小企業者といつてはこれに対する保険料の支拂い等についても、困難を來しておるという実情でありますために、これらについてもやはりこの法案の目的に沿つためには、保護、援助の施策をどこかに織り込んで、そして真に所期の目的が達成されるような方法にして行つてもらいたい、かように考えておるわけ

でございます。

回漕業者という事業は、荷主との連繋があり、特約がありさすれば、單に一つの事務所を持つておつても、その營業はできるものであり、中間搾取の行われやすい業でありますけれども、ほんとうにみずから運輸して実質的な仕事をする運輸業者こそ最も重要であり、これこそが日本の生産拡充に多大なる力をいたしておるのでございしますから、法の運用についてはあくまでも弱小企業、特に運輸業者の保護育成が完成されるような方法にこれを運用されることを、ことさらに強く私は要求したいのでございします。

修正の箇所は整備いたしましたして修正ということにいたしましたのでございします。私はまず以上の点を申し述べまして、各委員諸君の御賛同を得て、本法の決議並びに運用について御協力を願ひたい、かように考えておる次第でございます。

岡村委員長 江崎君。

○江崎(一)委員 現在の貿易不振が深刻化して参つて、その影響から内航汽船一ヶ月間大体百六十万トン運んでおられますが、この内航汽船にまで大きな危機となつて参つたわけでありまして、数字を上げますと、月間三百六十万トンを運びますのに、七十四万トンの船腹をもちましてやつておるのであります。が、実際に内航用の船舶は八十四万トンあるものであります。従いましてここに於いても十万吨の剰を生じております。従いまして船主協會では六万トンくらい要船しようじやないかという話が出ておるのであります。その上日本が中国やその他ソビエトや、全世界のどここの国とでも貿易するというよ

うな有利な條件を、みずからアメリカの指令によりまして放擲しております。その結果ます、外航船が余つて参ります。貿易不振の結果、外航船が内航にまわらなければならぬというやうな事態が起りました。外航船による内航船への圧迫がかなり大きな問題となつて來ておるのであります。そうしますと一ぱい船主たちの集まりでありますところの機帆船業者などは、これらの重圧のためにあえがなければならぬ状況になることはきわめて明確であります。従いまして今度閣下君以下数名の方がこの法案を提出されたので、この法案の意図はどういうことか尋ねましたところ、これは政府の中小企業政策の一環として、これらの弱小企業を援助するためにこの法案を出したのだという御答弁であつたのであります。が、実はさきにあらう、中小業者がみずからの価値を見つて、自由に資金を競争して、大内航船船会社に對抗して闘つて行かうという道を封する以外にはないと考えるのであります。従いましてこの法案によつて弱小機帆船業者の得るものは、營業停止と罰金刑以外に何ら得るものはないのであります。従いまして私は日本共産黨を代表いたしまして、こういう羊頭を掲げて狗肉を売るでたらめな法案に対して、断固反対するものであります。

○岡村委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより本案についての採決をいたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡村委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告については、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡村委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○岡村委員長 次に国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。島山君。

○島山(鶴)委員 ホテル整備法の一部改正につきましては、先日からの委員会に引続きまして各委員より重要な御意見があつたので、私は同感でありますから、これらの点を省略させていただきます。一、二私の思ひつきましたことをこの際運輸大臣及び大蔵當局の方々にお伺ひしてみたいと思ひます。

この観光部は言うまでもなく大臣の所管にありまして、大臣官房という所屬になつておるようであります。自分の子供を持ちながらにして、あまりにもその親みに欠けておるやうな点が幾多あるのではないかと。委員会におきまして各委員が質問されますと、とにかくこの法案そのものを審議するのでなくして、観光事業の根本問題をどうするかというこの御意見が大多数であります。かような点から考へまして、この運輸省の観光部というやうなものが、立場上力不足があると思ひます。機構上も、設備上もと申しましようか、これらの点を根本的に改革してもらわなければ、今後の観光事業の推進はとうてい望み得られないと思ひます。ただいまも金融問題につきまして満尾委員からも部門がかつた提案があつたやうであ

ありますが、これらももちろん必要なことでありまして、私はこの点も御同感申し上げるものでありますけれども、まず第一番にお伺ひしたいことは、運輸大臣はこの観光部の今後の行政、今後の方針について、どういふお考えがあるかというところをお伺ひしたいと思ひます。――それでは運輸大臣が見えませんが、時間の關係で早くしろというお話もあるやうでありますから、大蔵當局に對しまして、まずこの金融局面を今後どうお考えになつておるか、どういふやうにこの観光面を育成していただけるかというところについて、率直なる御意見を承りたいと思ひます。

○泉政府委員 観光ホテルの整備についての金融措置をどうするかという御質問でございますが、私ははたは恐縮でございますが、私実は税の方を担当いたしておりますので、金融問題につきましましては的確に申し上げかねると思ひます。金融が逼迫いたしておりますことは、各委員の御承知の通りでございます。不足しております資金をどういふやうに重要な部面へ向けるかというところにつきまして、大蔵省といたしましては日夜苦慮いたして居るやうな次第でございます。従いまして従来とすれば重点的な産業に資金を使用するという方向にありまして、国際観光ホテル等につきましては資金がなか／＼得られなかつたといううらみがあらうかと思ひます。従いまして、今後日本の外貨獲得という面につきまして、なお考慮すべき問題があると思ひますので、今後におきましては金融問題につきましても、御趣旨を体しましてできるだけ善処したいと思ひます。

りますが、これらももちろん必要なことでありまして、私はこの点も御同感申し上げるものでありますけれども、まず第一番にお伺ひしたいことは、運輸大臣はこの観光部の今後の行政、今後の方針について、どういふお考えがあるかというところをお伺ひしたいと思ひます。――それでは運輸大臣が見えませんが、時間の關係で早くしろというお話もあるやうでありますから、大蔵當局に對しまして、まずこの金融局面を今後どうお考えになつておるか、どういふやうにこの観光面を育成していただけるかというところについて、率直なる御意見を承りたいと思ひます。

のところお答えできないのであります。

○満尾委員 大体のアウトラインはわかつたのでありますが、私の聞き落しかも知れませんが、復金の貸付金の返つて来る金額が、年々数百億あるだろうと思う。その金はどこに入つておりますか。いわゆる見返り資金の四百六十億のうち含まれておるのかどうかという点が一点、それから今回のこの作文を拜見いたし——作文と言つては失礼だが、作文を拜見いたしますと、交通施設の合理化、近代化をはかるということが書いてある。なるほどこの面がこの案に現れるところを見ると、外航の海運について、一応そのことを御心配になつておるようであります。その点は私も満腔の敬意を表して、御賛成申し上げておるのであります。さらに陸運の事業に關しましてここに記載されておりますものは、わずかに私鉄の新線建設という一項だけにどまつております。ところが御存じの通り今日の状態でわが国の私鉄が新線を建設するということは、非常に困難がある。物価が非常に上つて、建設費がかさんで、なか／＼パランスのとれない事情にございますし、これは非常にむづかしい仕事である。でありますから、実際の見通しとして考えれば、一年に一体一線もあるかないかという程度のもではあるまいか。これではまづたく国家資金が陸運の面に有名無実になつて素通りをしておるといふことになるのである。ところが私はこれは他の政府委員にお伺いしたいのでありますが、一体わが国の私鉄の現状というものは、相當に設備の老朽がある。かように人命財産を扱

つており、また社会活動の根幹をなす事業が、設備の入れかえと申しますか、改良と、設備を補充しないままで、軌條の交換とか、車両の新陳代謝とかいつたような、補充入れかえという面、あるいは増加して行く交通量に對して最小限度の改良工事をするとしても、どの程度の資金を年々歳々必要とする立場にあるか、大体の結論だけよろしくうございますから、政府委員から御答弁をいただきたい。

また自動車交通事業にいたしまして、今日のバス交通網というものは、これはもうほん／＼の国民生活の動脈になつておる。また戦後著しいバスの発達を見たのでありますけれども、すでに四年、五年たちまして、そろ／＼車両の入れかえをしなければならぬ時期に來ております。自動車局長にこれは特に注文したいのであります。一昨日でありましたか、日光で東武鉄道のバスが転落して、非常に重大事故を起しております。ここらにもバスの車体の老朽という問題があるのじやないか。あの事故につきましては、われ／＼運輸委員としまして深甚な関心を持つておりますから、早急に原因を究明されまして、徹底的な御報告をお願い申し上げます。またトラクタ事業にかようなわけで、またトラクタ事業に上げたといふ考えでござります。定期便のトラクタ事業というものが非常に綱を張つて來た。またこれが今日わが国の経済組織のもう切つても切れぬ一環となりつたと思つたのでござります。これらに對する車両の入れかえ、あるいは若干の業務の拡張といふような面から見まして、どの程度の設備資金を必要とするものと見ておら

れるか、これは自動車局長の御意見を伺いたい。

また觀光事業につきましては、つい先ほどホテルの助成に關する法案をわれ／＼は可決したのであります。私の考えではホテルの助成というようなしきもそれとせずに税制上の若干の手加減をする、こいつたようなこととわが国の觀光事業というものの、活が入られるとは思われない。もつとほん／＼に画龍点睛の、一番大事な国家の助成方針というものは、このホテル建設資金そのものについて、強力なる援助の手を差延べるところにある。ところが税制上の手加減くらいのこととお茶を濁しているようなことでは、わが国の觀光政策というものは、きわめて政策が貧困であると言わねばならぬ、私はかように思つております。それでどうしても國際觀光ホテルに對して——いかがわしい國內のホテルに對しての融資は、一般産業と一緒でよろしい。しかし重点的に三箇所か四箇所、これはと思つてほん／＼の外客接遇のためホテルに對しては、国家が腰を入れた資金の援助をすべきものであると私は考える。かような角度に限定してみて、政府当局はどの程度の國際觀光ホテル建設資金を必要としておられるか、お見込みを伺いたい。

○塩谷説明員 ただいまの御質問のうち、私に關係いたしましたものについてお答えいたします。まず第一に復金の回收金で、年々数百億に上る資金が、どこに隠れておるかというお話でござりますが、これはただいま復金は開発銀行に吸収いたされまして、復金の過去の貸付金の回收は、すべて開発銀行に入ることになっております。先ほど私が御説明申し上げた開発銀行の資金計画のうち、利息及び回收金に相當する九十九億圓というのは、主として復金からの回收金を予定したものでござります。これは先ほどお話し申し上げましたように、一応の予算でござりますので、回收のやり方いかんによりましては、この金額より若干増加することとはあり得ると存じますが、ただこれが数百億に一挙に増加するということは、考えられないのであります。

第二点のこの政府資金の基本計画の中に、交通施設の合理化、近代化について書いてあるが、現実には私鉄の新線の建設だけがあつて、その他の私鉄の補修、あるいは自動車運送事業、あるいは觀光事業等については、見るべきものがございません。御質問でござりますが、私といたしましては觀光事業、あるいは自動車運送事業、あるいは私鉄の補修資金等、これはいずれも國家經濟の上から見まして、きわめて緊要な事業であり、かつこれに要する資金については、できるだけ援助の方法を考えねばならないというふうに思いますが、ただ政府資金の對象として考えられませうといたしましては、一つはその企業が自己資金その他の資金調達の方法によつて、資金が供給されるようなケースについては、なるべく他の資金に持つて行きたいというところもござります。それから産業自体の開発あるいは促進という見地を重点といたしてありますので、ただいまの自動車運送事業その他につきまして、そういう見地から必要なものがあれば、もちろんこれはこの基本計画の對象として考えてもいいわけではございませう。しかしそれにも一つ資金の量等

の關係がござります。政府資金は、なるほど先ほど申し上げましたように、総額ではきわめて多額に上つておりますが、これも需要と比べますと、きわめて少い資金でござります。ことに開発銀行につきましては、先ほど二百八十億圓の財源があるというように御説明いたしました。そのうち電源開発に關連いたしました、それから電源開発会社といふもの、今審議されております電源開発機關に對します出資が五十億圓でござります。これらを控除いたしますと、さらに鉄鋼、石炭等の基礎産業に對する資金を予定いたしますれば、その他産業に對する資金量といふものは、きわめて限られた金額になるわけではござります。これをもつて非常にたくさん資金需要に應ずるということは、その間の調整に非常に苦心を要するところではござります。政府資金の基本計画によりましては、交通施設の合理化、近代化は、重点的な資金の對象にすべきであるということば考えておりますが、ただいま申し上げたような資金の源泉との關連におきまして、緊要であるものも、多くは削除せざるを得なかつたという事情もござります。さしたつてつくりましたこの基本計画の中には、今御指摘の自動車あるいは觀光事業等については、取上げてないわけではござります。しかし開発銀行が、今後復金の回收金あるいは利息等におきまして、予定以上の財源を得るような見通しが明確になるような事態に至りますれば、當然こういう意味の重要産業に對して、資金の運用を考えてしかるべきだ、こういうぐあいに考えております。

○山内政府委員 ただいま満尾委員から、私鉄状況について御質問があつたのでございますが、私もいたしたくして、この私鉄が戦時中及び戦後、資材の割当が非常に少かつた。特に鉄道というものの性格上、広地域に分布してありますために、戦災を受ける度合いが非常に高かつたということによりまして、現在の状態がいまだ戦前に復してない。その結果この輸送の安全性を保ちますために、できるだけ経営者には施設の改良、補修等に重点を置いて、安全性を高め、及び交通の需要に應ずるよう要望しておるわけでありまして、残念ながら資金のわくそのものが非常に制約されておりますために、いまだ戦前の状態に達しておらないのではないかと心配いたしております。例をとりましたら、昭和十一年度には、間に答へますと、昭和十一年度には、非常に大ざっぱな数字で恐れ入りますが、大体におきまして二万四千両程度の私鉄の車両がありました。それが現在大体二万二千両というふうな車両をもつて、現在私鉄の輸送をやつておるわけでありまして、戦後ふえておる。それに対して少い車両で運行しておるという状態でありまして、交通の乗車効率は面からいたしても、非常に高い輸送を今いたしておる次第であります。それに対して二十七年年度の計画といたしまして、経営者の出して来ましたのは、廃車が六百九十六両、増備車、この中には国鉄からの拂下げと新造を含んでおるのでありますが、千二百四十八両、われ／＼の方で現在の車両で計算いたしますと、四十四億三千万円というものが、本年度電鉄界

で所要する資金となつております。御承知の通りこれは資本の増加あるいは社債の発行及び自己資金であるところの減価償却というものでまかなつて行くのであります。これだけの金は、さういふまけなものであります。その点で非常に金融界に対する要望が高まつております。そのほか補修の金といたしましては、軌條の交換というものが非常に大きな数字に上つて来るのであります。大体二十七年年度の計画といたしましては、五万トンの軌條を交換しなければならぬということになつております。これは大体トンス五万五千円というところで計算いたしますと、二十七億五千万円という金がその面であるということになります。そのほかまぐら木につきまして、大体二十七年年度の交換数量を二百五十万とわ／＼の方は現在推定いたしておりますが、それに対する金額は、大体十九億五千万円、四十四億三千万円、十九億五千万円、四十四億三千万円、十九億五千万円という数字をとつてみましても、八十億八千万円という非常に多額の資金を要するわけでありまして、どういふわけ／＼の見るころでは、自己資金においてこれをまかなうというわけにも行かないのではないかと、幸い安本の方の課長もお見えになつておりますので、現在の開張のわ／＼を、この企業の合理化という面におきまして、私鉄の方に開張のわ／＼の広がり次第お広め願いたいというところは、私たち私鉄を直接見ております者からいたしまして、熱望してやまない次第でございます。

○中村(豊)政府委員 自動車の金融の問題でございますが、満尾委員から強く御指摘がありましたように、まことに金融難で、事業は設備の更新ができません。御承知のように自動車の年齢は非常に老朽化しまして、これを年々相当台数更新して行かないと、重大な事故を起し、これが人命または輸送貨物に大きな障害を與えるので、この点は運輸省としてもあらゆる方法を講じて、金融のごあつせんをしていただくわけでございます。ところが何分にも中小企業でありますために、なか／＼自己の信用によつては融資がつけられない。しかもこの数年間非常に営業不振であるために、なか／＼市中銀行の信用を得られずに、非常に困つておる次第でございます。従ひまして開張銀行のような政府資金によつて、何らか金融のわ／＼をつくつていただきたいと、関係方面とかね／＼折衝していただいておりますが、まだ成功しないこと、非常に残念に思つております。そのほかの金融の方法としては、昨年度国会で可決していただきました自動車抵当法というものが、幾らかでも融資の足し前にいたしたい。また今回議員提案で、国会で御審議願うように何つておりますところの自動車事業の財団を円滑にしたいと、この融資の道を考へておるのでございますが、最もはつきりした老朽車両の更新用の資金については、ぜひ開張銀行その他のわ／＼を要望したいのでございます。その額はどのくらいになるかと申し上げますと、最小限度のところとわれ／＼が調べた概数を申し上げますと、バスにおいては大体古くなつた車の補充用、

いわゆる老朽設備の更新用になるわけでありまして、これが百億円、四千台の廃車補充がいりますので、これを百億円と見たわけでありまして、なおバスは、御承知のように年々歳々発展する、その増車用の車を見込まなければいけないのであります。これに千台分の二十五億という資金が、合計百二十五億の資金が車両費として必要だと思つております。次はトラックでございまして、これは平均年齢が八年にもなりまして非常に古いので、相当の廃車補充がいりますので、増車用を見込まずに廃車補充だけ見ましても、八十五億一千万円という額を考えたのであります。その次に事業用の乗用車、つまりタクシー、ハイヤーでございますが、これはごらんになつておわかりになるように、非常に古い乗用車で、平均壽命が十四年になつておりますので、この營業用乗用車については、廃車補充だけで六十八億九千万円ばかりいる。これらを合計しますと、車両購入資金として二百七十九億円の資金が要するのでございます。なおそのほか、車両以外の設備、車庫その他の設備に、合計約二十五億円がいりますので、合計総資金として、最小限度三百四十四億円の資金が緊急に要望されるわけでございます。この点につきまして、御指摘のような政府資金の融資の道を何と考へてつきたいものかというところを考へておるわけでございます。

なお御指摘がございました事故が非常に多く、しかも先般の東武バスが非常に重大な問題を惹起したのでございまして、この点につきましてはただいま原因を調査中でございます。ただいままでにわかりました原因は、プロペラ・シャフトが折れて、それが下にたれ下つたために、エア・ホースを切つて、従つてブレーキがきかなくなつて、下り坂を止めようがなくて激突してしまつたということでございます。大体その原因はさうでございますが、そのよつて来る理由は、何であつたか、つまり設計上の不備なのか、あるいは製作上の不備なのか、整備上あるいは点検上の不備に基くものか、運輸が不良であつたのか、その起つた理由について目下調査中でございます。この点が明らかになれば、御報告申し上げますと同時に、二度と再びこのような事故を起さないように努力するつもりでございます。

○間嶋政府委員 観光ホテルに對する開張銀行からの融資につきまして、昭和二十六年度においては、見返り資金によるホテル新増設の継続工事というものが、一応認められておつたのであります。その対象としては神戸と名古屋のホテルが上つておつたのであります。このうち神戸のホテルに對しましては六十万円、開張銀行の方から融資が出ましたが、名古屋の方はい／＼事情がございまして、開張銀行の資金にたよらずして、二十五年度の見返り資金だけを一応対象として考へるといふふうに、その後計画を変更したものであります。二十七年年度におきましては、私どもの方では、資金あつせんを依頼して参りました十五、六のホテルをよ／＼調べて、また政府の資金量ともならみ合せまして、ホテルの接収

が大幅に解除されました後において、なおかつホテルの設備が相当不足しておる地点におきまして、計画が非常に具体的であり、しかも内容が確実だといふふうなものを選んで、経済安定本部に要求いたしましたのであります。具体的に申しますと、東京、横浜、大阪におきましてホテルの新設に對しまして三億五千万円、これを最小限度として要求いたしました次第であります。ところがその結果は、一応別表には業種として上になつた。しかしある程度これについては別表にあげられた業種と同等に扱うようにということを開発銀行の方にも要望するといふふうな程度は了解を得ておるのであります。

○満尾委員 ただいま政府委員の各位からお話をいただきまして、まことにありがたうございました。以上私のお尋ねいたしました各事業面におきまして、資金の需要といふものは非常に膨大な数字があげられております。もちろんこれらの資金需要をそのまま国家資金に依存するといふことは考えられない、大部分は自己資金でもつて行くのが、やはりほんとうであらうと私も考えております。しかしながら国家資金がその一部といへども、またそのうちの特に超重点的な性格のものについてだけでも、めんどろを見るというところが、私はやはり国の交通政策だろと思う。ところが先ほどの運輸大臣の御説明のお言葉をつかまえるようではなはだ心苦しいのであります。今回のこの資金計画の策定の中では、中小企業の中で一応考えたのだ、また他の事業との振合い等も考えて、大体こういうことになつたのだという御説明

があつたのでございますが、実はこの交通運輸事業を中小企業のわくでのみお考えになるのは少し無理かと思ふ。ことに私設鉄道のときにつきましては、大体膨大な資金が固定するのがこの事業の本質でありまして、運輸大臣にはもう釈迦に説法、それは知り過ぎているといふことだと思ふのであります。私はこの中小企業のわくでお考えいただくという点に、一つの難点があつたと思う。また他の業種との振合いというお話も出ましたが、ほかの産業の賑ひめいたことを申し上げるのほちよつと気がさすのであります。けれども、しつと具体的に申し上げますれば、たとえばミシンの製造設備の合理化といふものが、先般私はアメリカへ参りまして、日本のミシンがいかに輸出されておるかという実情を調べたのであります。ミシンのダンピングをやつて、日本ミシンといふものは非常に安過ぎる。ドイツから来るミシンに比べてもずっと安い。日本の業者同士が安く／＼と——たしか一台二十ドルとか十五ドルとかの値段で売つておるといふようなことを言つておりました。もうとても安い値段で、安いがゆえに悪からうという臆測を起させ、また悪いものも入つておつたらしい。非常に声価を落しておるやうな事態——そういうものがなるほど外国に若干輸出はされておるに違ひないけれども、ここに入つておつて、この産業活動の根幹になつておる特定の産業を育成するのが目的だ、具体的な産業を育成するのが目的だとおつしやいましたけれども、国家資金の使い方として考えれば、人間に空気や水がなければ生存はできない、どんなうまい料理があつても、水や空気がなければ生きておれない、交通事業といふものは、ちやうどわれ／＼の生活の上の空気や水に該当する。色もなければ味もないやうなものでありますけれども、一たびとまつたならば、立ちどころに全機能が麻痺するのでありますから、これらの点について安本の方におかれましては、少し認識が足らぬのじやないかというやうな気がするのであります。それを最も正確に代弁していただく運輸大臣のお考えにおきまして、中小企業や他の振合いで安心しておつていただくたでは、われ／＼非常に物足りなく感ずるわけでありまして、かように考えましてこの際どうしても、今日までの御決定は御決定といたしまして、当運輸委員会といたしまして独自の見解に立ちまして、これらの融資のわくを拡大することについて、はつきりした意思表示を要したといたして、当然考えねばなりません。復金の返つた金が九十九億くらい見込んであるといふお話を聞きました。私は復金に深く関係しておつた人、プライヴァエイトにしろ／＼意見を交換してみたいのであります。復金の貸付の回収状況はどうですか、いふ思つたより非常に好成績だ。私も思つた返金のあせり方、あれは借りたら返さぬつもりで借りたやうなばかりかと実は思つておつたところが、実績を伺つてみるとな／＼金の返り方がよろしい。して見れば、お役所が非常にかたくふまれた九十九億といふものは、ここに何十億かのさばが読まれてあるのではないか、ここに相当のゆとりがある。陸運の諸面に対する融資の要請に對しまして、なるほどそれぞ

れ専門の角度から無慮数億、数十億の計上がありますけれども、それはそれの話といたしまして、せい／＼私は全体で十億から二十億くらいのめんどろをみていただくだけでも、この面に對しての金は非常に生きて使われる。その十億は自己資金なりまた民間資金を吸収することによりまして、何十億かの種になる、かように考える次第でありますから、金額のささのことはいろいろな面から安本において十分御研究いただくことにして、少くともこのわくを広げていただく。また観光事業につきましては、過去においてすでに実績のあつたものをこの際落すやうなお考へといふものは、これはおかしい話である。まあ内々実は政院の幹部諸公ともい／＼、本日この話をしますにつては意見を交換した。そうしたら、まことに言にくいことではあります。が、對外関係の響き等もあつて、ちよつと伏せておいたのだよといふやうな説もあつたのであります。もう講和の発効も近いことではあります、またそれが非常に目立つやうな方面でなければ、それもいささか取越し苦勞かと私は感ずる。かような見地に立ちまして、私はこの際動議を提出いたしました。つまりこの陸運の諸面に對しては、国家資金を融通するわくを拡大してはしといふ意味の決議案を、当委員会にお諮りしたいのであります。読んでみます。

昭和二十七年年度における政府資金の融通に関する決議案
現在政府は、経済の自立を目的とし、政府資金の効率的且つ重点運用を企圖し（昭和二十七年年度における政府資金の融資の対象となるべき産業及び交通に関する基本計画）、その融資の対象として陸運においては僅かに私鉄の新線建設のみをあげて、産業の基幹である陸上輸送力の強化をはかるため陸運諸事業の整備は最も緊要であり、又國際收支の改善に資するため、國際觀光施設の拡充を最も必要と認めるから、この際融資の対象として、陸運業中、私鉄については、老朽車両、軌道その他諸施設の更新近代化、自動車運送事業については、老朽車の更新拡充を加へると共に、國際觀光ホテル事業については、外客宿泊施設の施設改良を追加すべきである。

右決議する。
○岡村委員長 満尾君提出の決議案を、本委員会の決議とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○岡村委員長 御異議なければさよう決します。
○満尾委員 運輸大臣に一言お尋ね申し上げたいのであります。戦前においてわが国は地方鉄道に對して補助法という法律を持つておつた。長年國家は一面において監督をするともに、補助をやつて來たのであります。その敗戦後い／＼な事情のために、そのことがすつととだえておりました。
〔委員長退席、黒澤委員長代理着席〕
新しい時代が来るのであります。一體交通政策といふものを考えてみましたときに、國家は交通事業に對して強力なる規制を加へて、嚴重なる監督をしてゐる。われ／＼もその驕尾に付してゐる／＼やかましいことを申し上げておるわけでありまして、そのたての

反面といたしまして、必要な場合にこれを助成するという施策が、今日のところ著しく欠けておるに思ふのであります。運輸大臣は適当な機会において、過去におけるような鉄道補助法というようなものを御立案になる御意思があるかどうか伺ひたいします。

○村上国務大臣 今地方鉄道の補助法復活という問題についての御意見を伺ひましたが、私としても今日の実情にかんがみまして、きわめて必要であると思ふのであります。先刻政府資金の開発銀行を経ての融資ということについて、政府委員の方からも申し述べましたような実情に置かれてあるのではありません。のみならず極端な例をもつていいますれば、かの草軽鉄道のごとき非常に困難に陥つておる。関係の両県におきまして、相当まとまつた補助をせんければ事業を継続することは困難だ、今後に対しては可能であるが、過去の欠損を補充することができないということは、まさにこれは特殊の理由もそれに加つて競合しておると思ひます。しかしながら補助法のごときものがなかつたために、ここに至らしめたということも言ひ得ると思ふのであります。特殊の事情のもとにある鉄道等に対して、政府はこれを国民交通のために助成して行くということ、今日といえども必要であるということを感じておる次第であります。講和発効になりました後において、善処したいと考えておる次第であります。

○島山(鶴)委員 先ほど運輸大臣がおられませんでしたので、どうもそつぽへしや

べつてしまつたのですが、ただいま滿尾委員から話されたことや同一の問題であります。私が遺憾に思ふ点は、運輸省の觀光部が大臣官房直轄の所管でありながら、はなはだ今度の取扱ひ措置に対しては何だか冷淡ではなからうか、今までも少し感情が足らなかつたような感があることは、今や国際親善をモットーとして、国際問題というこの大きなわくから考えましたときに、觀光事業というものはますます重大であるにもかかわらず、現在の段階におきましてはこれを縮小する、これを小さくして手足の動かないような形をとる結果になるように私どもも思ひます。この点はなほ遺憾と考へますので、運輸大臣といたしましてはどうか、一言お伺ひしてみたいと思ひます。

○村上国務大臣 おそらく行政機構の改正の問題を御指摘になつておることと拜察するのであります。今回の改正案につきましては、今まだ国会に御審議を願うべく、提案という直前にあると思ふのであります。今回の改正は、ただ官房及び各内局の部を廃止することが、一つの機構改正の項目にあげられておることから、今まで觀光部が觀光課になる、こういうこととあります。内容は拡大もなければ、縮小もない、ただ名前のみかわるというものが、今回の変化といへば名前の変化、こういうことであるのであります。なお基本的に申し述べれば、日本の経済存立、財政存立の見地からいいますと、觀光事業がいかに必要であるか、また過去においてどういう役割を持つて来たかということをお願いは、

これは明瞭でありまして、きわめて重要な事業であることは御指摘の通りであります。そうして特に今講和が発効するということに直面しておりまして、さらに一層これがファットライトを浴びるという段階に今達しておる。かかる何らの縮小はしなくても、そこに困るとして必要な機構を整えないといふことは、はなはだ當を得ておらないといふことは、私も御説と同感なのであります。しかし御承知の通りに觀光事業に関連した機構が、今三個所にわかれておるのであります。この問題も同時に解決をせんければ、本格的な育成助長の仕事ができない、完璧を期し得ないと考へておるのであります。この機構の實質的な完璧を期すると同時に、今御指摘の機構も同時に直して行きたいと、しばらく他日に譲つた、こういう氣持を私は持つておるような次第であります。

○滿尾委員 昨日この道路法案に対しまして、この建設並びに運輸の合同審査があつたのでございす。私同僚諸君と一緒に参りまして、それらの質疑をいたしました。同法案に対して、当運輸委員会といたしまして修正意見を申し入れたらどうかという意見を持つておるのであります。右修正意見に關する動議を提出いたしたいと思ひます。

○同法の第六十二條特別負担金に關する條項を削除したい、こういう意見を建設委員会に申し入れたらという動議でございす。

○黒澤委員長代理 滿尾君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長代理 なければ動議のごとく決しました。

決議案及び申し入れの取扱ひについては、委員長に御一任を願ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

〔参 照〕

日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

木船運送法案(關谷勝利君外三十名提出)に關する報告書

國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕